

霧島市条例第 18 号

令和 4 年 3 月 31 日

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例（平成 17 年霧島市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改める。

附則第 5 項中「同条中」を「同項中」に改める。

附則第 19 項中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日」に、「令和 3 年 4 月 1 日以降」を「令和 4 年 4 月 1 日以降」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の霧島市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。